

松島町 子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保の方策 用語解説・各事業の概要

地域子ども・子育て支援事業

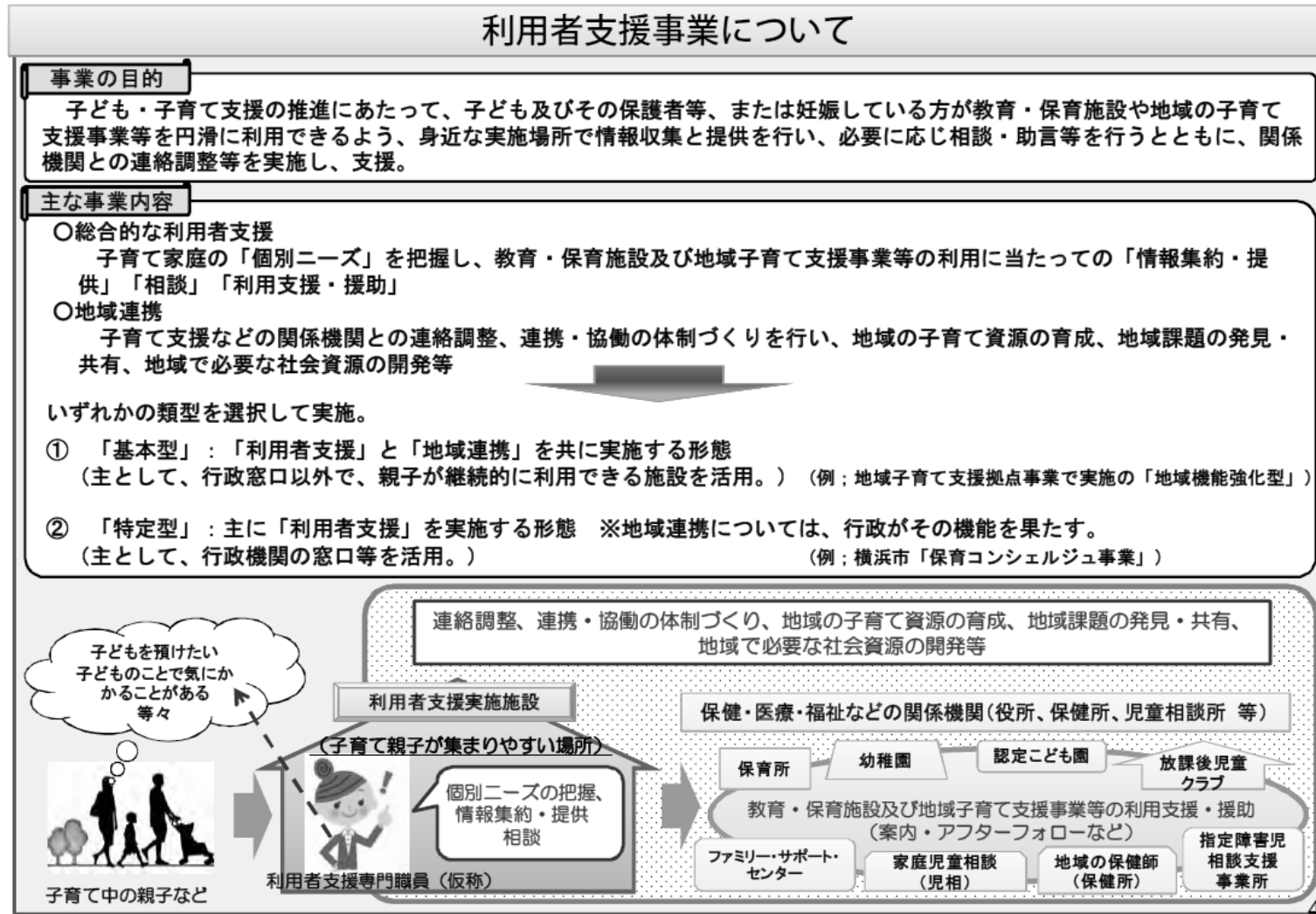
事業名	松島町事業名	事業概要
(1) 利用者支援事業【新規】	新規	<p>子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用しやすいよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業。</p> <p>(例：横浜市保育コンシェルジュ)</p> <p style="text-align: right;">参考 1</p>
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在、窓口において入所状況による保育所振り分けや各種サービス相談をしているが、当該事業においては、専門職員において連絡調整などの支援を行う事業となる。</p>
(2) 延長保育事業 (時間外保育事業)	延長・特別延長保育	<p>保護者の就労時間や通勤時間確保のため、保育所における通常の保育時間を延長して保育所で子どもを預かる事業。居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）も創設される見込みである。</p>
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在は各保育所で延長保育、高城保育所で特別延長保育（18:00以降、月 2,000 円）を実施している。</p>
(3) 放課後児童健全育成事業	留守家庭児童学級	<p>保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学3年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。新制度では6年生まで拡大可能となる。</p>
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在は各小学校で実施している（長期休暇は1箇所）。</p>

事業名	松島町事業名	事業概要
(4) 子育て短期支援事業	—	<p>保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合などに、福祉施設で一時的に養育するための支援を行う。</p> <p>「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の二つの事業形態があり、児童の一時的な保護という側面が強い。 参考2</p> <p>【松島町の状況】 現在、町では実施していない。</p>
(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	<p>生後四ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業。</p> <p>【松島町の状況】 実施中</p>
(6) 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。</p> <p>【松島町の状況】 実施中（専門的相談支援）</p>

事業名	松島町事業名	事業概要
(7) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター 各種事業	地域の身近な場所で、子育て中の親とその子どもに対して、育児相談、遊びの場の提供、子育てサークルの支援等を実施し、育児不安等を解消するための事業。
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在、保健福祉センターや勤労青少年ホームでの「ベビーくらぶ」、「すくすく広場」、「のびのび広場」や、親子教室、季節のイベントを行っている。また、町内の集会所等を借りて遊びの広場を開催する「わくわく広場」も今年度から始めている。</p>
(8) 一時預かり事業	一時預かり事業 (幼稚園、保育所)	保育所：保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭で保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、子どもを一時的に預かる事業。
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在、磯崎保育所で実施している。</p> <p>幼稚園：通園時の兄弟の学校行事や家族等の病院受診の場合に利用できる。</p> <p>現在、各幼稚園で降園後から16時30分まで実施している。</p>
(9) 病児保育事業	—	<p>児童が発熱等の急な病気になった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業。通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向が強い事業の特性上、事業の安定的運営が課題。また、病状が急変する恐れがあるため、事前にかかりつけ医の診断を受けるなど、安全面での十分な配慮が必要である。</p>
		<p>【松島町の状況】</p> <p>現在、町では実施していない。</p>

参考3

事業名	松島町事業名	事業概要
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	—	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援を御願いたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業。具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがある。依頼会員、提供会員ともに、事前に登録が必要となる。 参考4
		【松島町の状況】 現在、町では実施していない。
(11) 妊婦健康診査助成事業	妊婦健康診査助成事業	胎児の発育や母体の健康状態などを定期的に確認する妊婦健康診査において、費用の一部を公費で受診できるよう受診票（助成券）を交付し、費用負担の軽減を図る事業。
		【松島町の状況】 現在、14回分の受診票（助成券）を交付している。
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	新規	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。 参考5
		【松島町の状況】 (新制度による新規事業のため現在実施なし)
(13) 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業【新規】	新規	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。 参考6
		【松島町の状況】 (新制度による新規事業のため現在実施なし)



参考2:子育て短期支援事業

(次世代育成支援の交付対象事業資料等より)

【子育て短期支援事業の事業形態】

	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	夜間養護等（トワイライトステイ）事業
対象者	次の事由に該当する家庭の児童または母子等 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の保護者の疾病 ● 育児疲れ、慢性疾患児の育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由 ● 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 ● 冠婚葬祭、転勤、出張や学校行事への参加など社会的な事由 ● 経済的問題により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
利用期間	7日以内（宿泊可）	平日夜間又は休日（宿泊可）

【実施場所】 この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

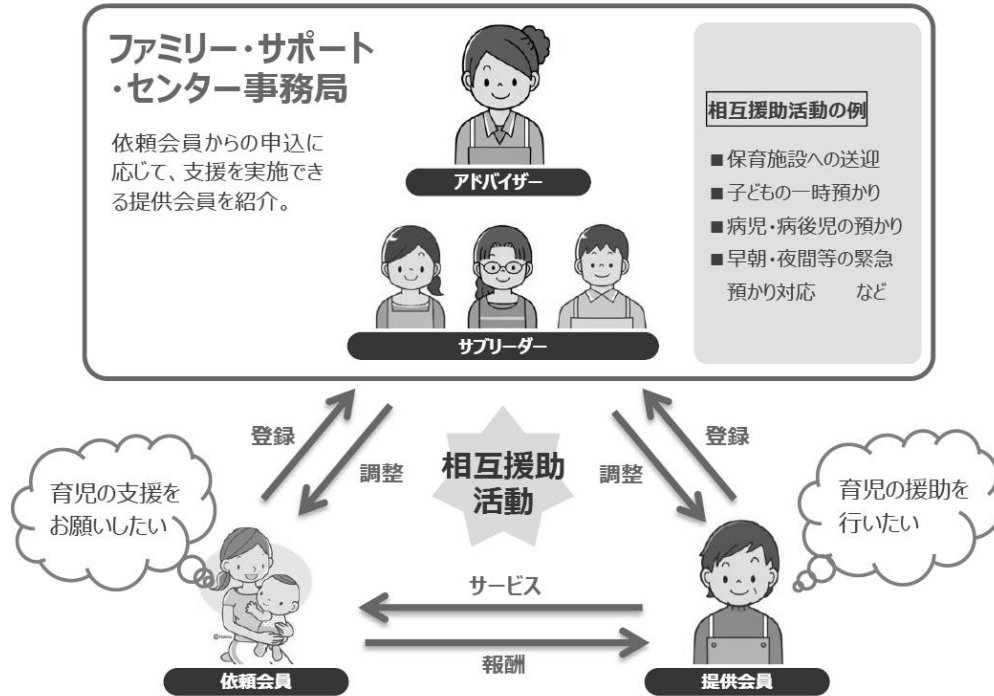
参考3:病児保育事業

(病児保育事業について H26 年 1 月内閣府 等より)

【事業類型】

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入所児に対する保健的対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成 23 年度から実施
対象児童	症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない（病後児は回復期）ことから、集団保育が困難で、かつ家庭での保育にも欠けている概ね 10 歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区含む）又は市町村が適切と認めた者	市町村（特別区を含む）又は保育所を経営する者	市町村（特別区含む）又は市町村が適切と認めた者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師：利用児童概ね 10 人につき 1 名以上 ■ 保育士：利用児童概ね 3 人につき 1 名以上 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時 2 名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等 1 名に対して 2 名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、児童の安静が確保されている場所 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか 1 名に対して 1 名程度とすること
全国の交付実績 (H24)	1,102 ヶ所	507 ヶ所	1 ヶ所

参考4: 子育て援助活動支援事業



依頼会員とは…

「残業続きで、保育園のお迎えが心配…」
「自分の習い事に子供を連れていけない」

⇒ 会員登録すると、援助をしていただける方を探してくれます。



提供会員とは…

「子供も成長して、空いている時間を何か有効に使いたい。」
「子どもが好きだから」
「子育て経験を生かしたい」
「子育てしている人の援助をしたい」

⇒ 会員登録すると、援助を受けたい人を探してくれます。

両方会員になることも可能です。

(徳島市支援事業の概要資料/女性労働協会 HP)

【交付対象となるためには】(次世代育成支援の交付対象事業資料より抜粋)

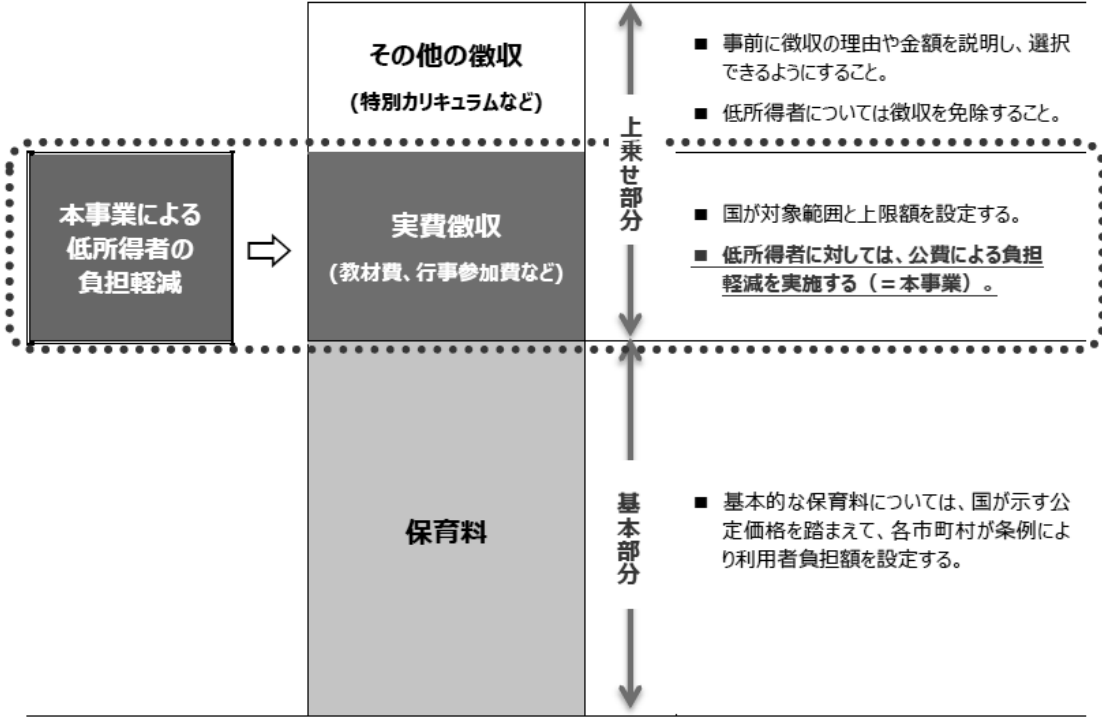
以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。

- (ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)(以下「ひとり親家庭等」という。)のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援

参考5: 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

幼稚園や保育所の保育料は国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされているが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されている。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うもの。

【事業のイメージ】

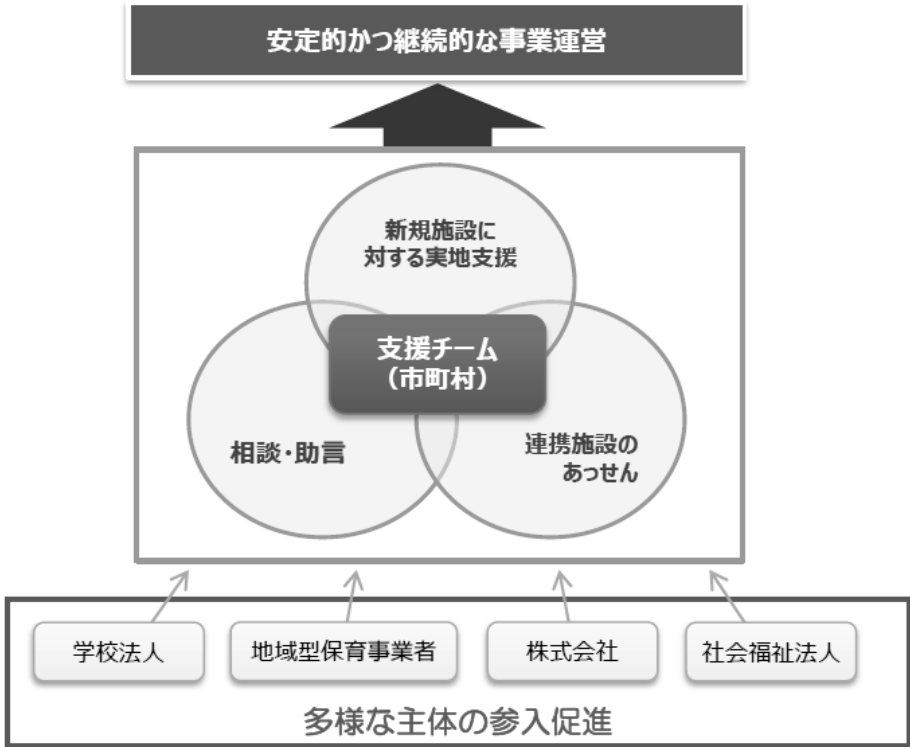


(参考：徳島市支援事業の概要資料)

参考6: 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要。一方、新規開設の施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し保護者や地域との信頼関係を構築していくには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する。

【事業のイメージ】



(参考：徳島市支援事業の概要資料)